

堺情審第20-1-2号
(答申第103号)
令和3年11月30日

堺市長 永藤 英機 様

堺市情報公開審査会
会長 坂本 団



諮詢に対する答申

令和2年12月10日付け健福総第1790号により諮詢のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

審査案件	公開請求に対する非公開決定処分を不服とする審査請求事案に係る審査
対象公文書	令和2年4月4日付「苦情申立書（正当な理由のないサービス提供拒否）」に対する調査及び処理結果を記した「回答書」
実施機関 (処分庁)	堺市長（健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課）
諮詢実施機関 (審査庁)	堺市長（健康福祉局 生活福祉部 健康福祉総務課）

答申

第1 審査会の結論

令和2年12月10日付けで諮問のあった「令和2年4月4日付「苦情申立書（正当な理由のないサービス提供拒否）」に対する調査及び処理結果を記した「回答書」について、堺市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開（不存在）決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、令和2年6月24日、堺市情報公開条例（以下「条例」という。）6条1項の規定により、実施機関に対して「令和2年4月4日付「苦情申立書（正当な理由のないサービス提供拒否）」に対する調査及び処理結果を記した「回答書」」の公開請求（以下「本件請求」という。）をした。
- 2 実施機関は、本件請求に対し、令和2年7月6日、本件請求に係る文書について保有（作成）していないとして非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和2年7月15日、本件処分に対し、その決定を不服として、行政不服審査法2条の規定により審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取消し、対象文書を開示するよう求めます。

第4 審査請求人の主張

「防衛省PKO日報問題」、「森友学園と近畿財務局の交渉記録」、加計での「総理のご意向文書」など、当初「ない」と言っていた文書が後になって出現する、文書隠ぺいは、今や日常茶飯事です。

本事案でも、苦情受付から3か月経っても「作成していない」と億もなく言う。利用者の権利侵害を記した「苦情申立書」と、調査及び指導助言等の処理結果を記した「回答書」は一対のものであり、「回答書」の作成及び申立人への通知がなければ事案は終了しません。

苦情処理期間は、委員会方式の国保連合会でも原則60日であり、本事案のようなサービス提供拒否という重大かつ緊急性の高い場合は、1~1.5か月が妥当で、「回答書」はこの期間での作成を求められています。

万一、「本当に作成していない」のであれば、堺市情報公開条例第37条（公

文書の適正管理)に絡む、「倫理規範」(職務遂行、職務専念義務、説明責任等)の問題です。

第5 実施機関の主張

本件の発端である事案に関しては、令和2年3月13日付「事実確認に対する回答」にて文書による回答を行っており、実施機関としての対応を終えている。

また、令和2年4月4日付「苦情申立書」については電話(令和2年4月8日)及び窓口(令和2年4月9日)において直接回答を行っており、併せて文書による回答を行わない旨説明している。

以上の経緯により、審査請求人が開示を求める【令和2年4月4日付「苦情申立書(正当な理由のないサービス提供拒否)」に対する調査及び処理結果を記した「回答書」】については、作成を行っておらず保有していない。

第6 審査会の判断理由

1 本件処分の妥当性について

本件請求に係る文書は、令和2年4月4日付で実施機関に提出された「苦情申立書」(以下「本件申立書」という。)に対する「回答書」である。

審査請求人は、「苦情申立書」と「回答書」は一対のものであるから「回答書」が作成されないのは問題であると主張する。また、反論書等において、本件処分に係る決定通知書に記載された「作成していないため」という不存在理由は、理由付記として十分に具体的な内容ではないと主張する。

実施機関は、本件申立書の内容について、過去に口頭や文書により回答していることから、再度の文書による回答は必要ないと判断したため、「回答書」の作成を行っていないと主張する。

そこで、当審査会では、「回答書」が作成されなかった経緯を調べるために、実施機関が本件の対応について記録した「情報提供等記録票」の見分を行った。この「情報提供等記録票」とは、介護事業所からの利用者に関する相談や、従業者や利用者からの不正や虐待通報などについて記録するものである。

これによると、実施機関の主張にあるような対応が行われたことが明記され、令和2年6月8日には、本件申立書に対しては文書による回答を行わない旨を伝えたことが確認された。

実施機関が文書回答を行わないことについて審査請求人は、「苦情申立書」と「回答書」は一対のものであると主張するが、市民等からの苦情申立に対して文書回答を義務付ける法的な根拠は存在しない。

これらのことから、本件申立書への「回答書」を作成していないとの実施機

関の主張に特段不合理な点は認められない。よって、本件処分に係る決定通知書に記載された「作成していないため」という理由付記が不十分であるとは言えない。

したがって、実施機関が行った本件処分は妥当である。

- 2 以上の理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年12月10日	諮問書の受理
令和3年 3月 26日	審 議
令和3年 6月 18日	審 議
令和3年 7月 7日	審 議
令和3年10月22日	審 議
令和3年11月25日	審 議
令和3年11月30日	答 申

堺市情報公開審査会委員(R3.7.1~)

氏名	役職	備考
坂本 団	弁護士	会長
豊永泰雄	弁護士	会長職務代理者
石橋 章市朗	関西大学法学部教授	
阪井 千鶴子	弁護士	
高木 佐知子	大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究所教授	

堺市情報公開審査会委員(~R3.6.30)

氏名	役職	備考
赤津 加奈美	弁護士	会長
坂本 団	弁護士	会長職務代理者
石橋 章市朗	関西大学法学部教授	
高木 佐知子	大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究所教授	
高瀬 久美子	弁護士	